

資料編

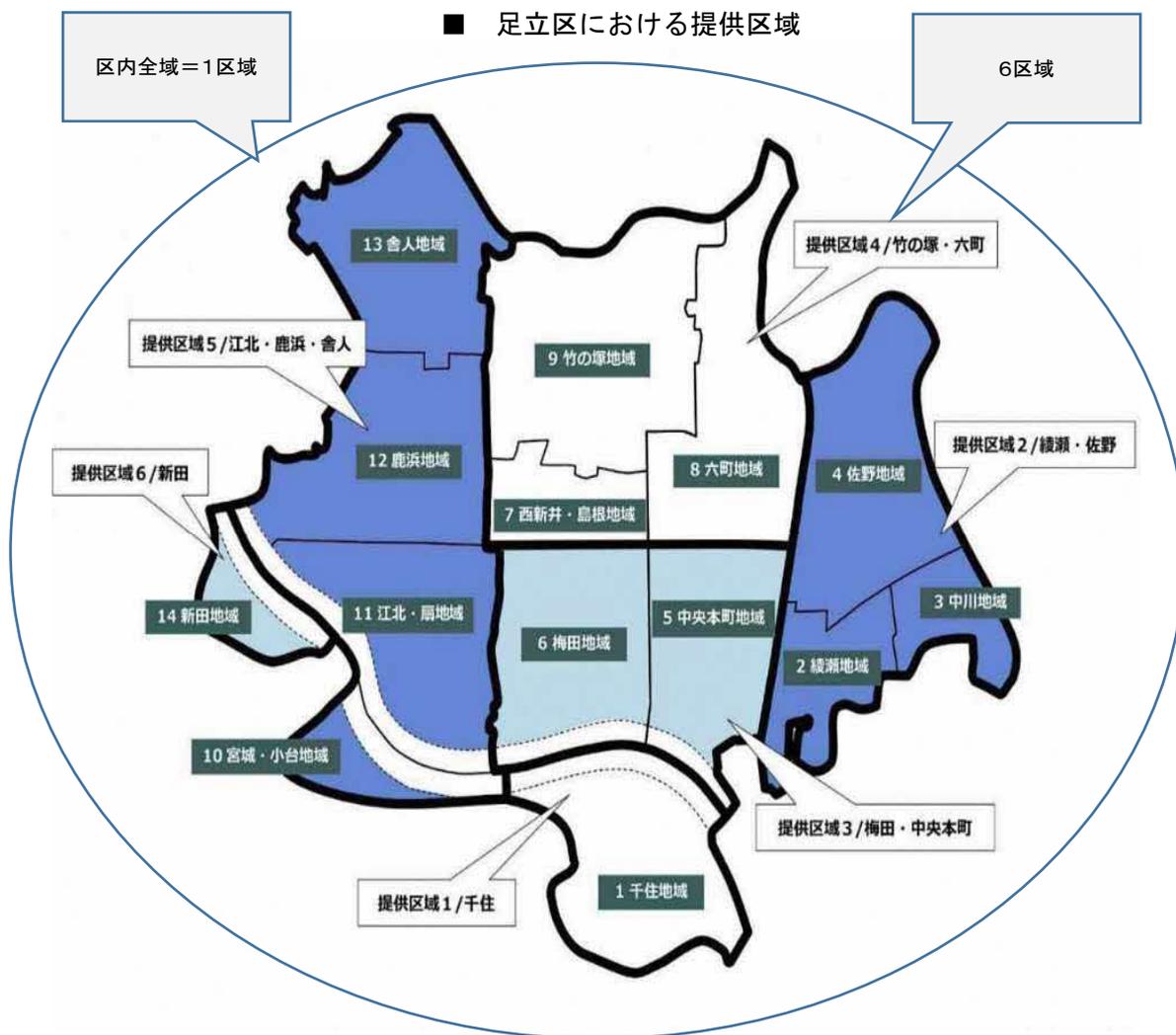
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国が示す令和6年10月10日「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.2）」を受けて、令和7年度から11年度までの量の見込み（需要）と確保方策（供給）を示します。

2 区域の設定

(1) 区域設定の基本的な考え方

- ア 保育（保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育・小規模保育））、子育てサロン事業、延長保育事業を保育施設の利用実態を基本として【6区域】と設定
- イ 教育（幼稚園、認定こども園）、一時預かり等は区内全域とし【1区域】と設定



(2) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の体系と区域設定

ア 教育・保育の体系と区域設定

施設・事業名（国が示す基本指針※に規定する事業）	該当ページ	提供区域
1 教育（幼稚園、認定こども園） ※ 園バスによる広域利用が多い実態を考慮し、1区域としています。	57	1区域
2 保育（保育所、認定こども園、地域型保育(家庭的保育・小規模保育)）	58	6区域

イ 地域子ども・子育て支援事業の体系と区域設定

事業名（国が示す基本指針※に規定する事業）	該当ページ	提供区域
(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）	72	11区域
(2) 子育てサロン事業	85	6区域
(3) 平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）	93	6区域
(4-1) 【幼稚園型】一時預かり等の利用	100	1区域
(4-2) 【幼稚園型を除く】不定期の一時預かり等の利用	101	1区域
(5) こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）	102	1区域
(6) あだちファミリー・サポート・センター事業／子ども預かり・送迎等支援事業（小学生）	103	1区域
(7) 病気の際の対応	104	1区域
(8) 要保護児童等に対する支援及び児童虐待予防等の周知・啓発	105	1区域
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	106	1区域
(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	107	1区域
(11) 利用者支援に関する事業	108	1区域
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	108	1区域
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	109	1区域
(14) 子育て世帯訪問支援事業	110	1区域
(15) 妊婦等包括相談支援事業	111	1区域
(16) 産後ケア事業	112	1区域
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	113	1区域
(18) 児童育成支援拠点事業	114	1区域
(19) 親子関係形成支援事業	114	1区域

※ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

教育・保育施設の概要

◆ 幼稚園

幼児期における教育を行う、学校教育法に基づく学校です。

- ・ 対象年齢：満3歳～就学前
- ・ 開所日：月～金曜日（土曜日に開所している園もあります。）
※ 夏・冬・春休みがあります。

◆ 認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設です。幼稚園のように教育を行う「短時間利用」と、保育サービスも併せて提供する「長時間利用」の2つがあります。

- ・ 対象年齢：0歳～就学前
- ・ 開所日：月～金曜日（土曜日に開所している園もあります。）

◆ 認可保育所

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんをお預かりします。保育士の数や施設の設備等一定の基準を満たし、児童福祉法に基づき、都道府県知事に認可を受けた施設で、子どもの成長や発達過程を踏まえた養護及び教育を一体的に行うことを特性としています。

- ・ 対象年齢：0歳～就学前
- ・ 開所日：月～土曜日

◆ 小規模保育

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんを小集団でお預かりする施設です。

A型	従事者に占める保育士の割合が10割の施設
B型	従事者に占める保育士の割合が6割以上の施設

- ・ 対象年齢：0歳～2歳児
- ・ 開所日：月～土曜日
- ・ 開所時間：7時30分から18時30分

◆ 家庭的保育（保育ママ）

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんを家庭的保育者（市区町村長が行う研修を終了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市区町村長が認める者）の自宅等でお預かりします。

- ・ 対象年齢：0歳～2歳児
- ・ 開所日：月～土曜日（土曜日保育は家庭的保育者により異なります。）
- ・ 開所時間：家庭的保育者により異なります。

教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

1 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進

- ① 子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園への移行支援について、引き続き、私立幼稚園等の意向を確認しながら、認定こども園の制度内容や情報提供を行い、移行に向けた説明、相談を実施していきます。

2 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方

- ① 0歳～2歳児を対象とする小規模保育や家庭的保育（保育ママ）については、連携施設の設置の他、一般の申込受付に先行して行う利用調整により、卒園となる3歳児以降の預け先へ円滑につなげていきます。
- ② 「あだち幼保小接続期カリキュラム」の実践をはじめとした幼保小連携活動を充実させ、就学前の子どもたちの学びの基礎力を育み、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

3 教育・保育施設等に対する適切な指導監督、評価等の実施

- ① 子ども・子育て支援法等に基づく基準に沿って、適正な保育や施設の運営がなされているかを確認し、必要な助言・指導等を行っていきます。
- ② 「教育・保育」の基本的事項を示した「足立区教育・保育の質ガイドライン」に基づき巡回訪問等や職員研修を行うとともに、各施設では別冊『保育実践振り返りシート』を用いて、振り返りを行い、質の高い教育・保育を実践していきます。

4 幼保小連携アドバイザーの配置

- ① 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有した者を教育委員会に配置します。
- ② 区職員（園長級保育士）とともに園や小学校を訪問し、幼保小、幼保、保保連携活動及び移行期の子どもへの適切な対応について助言及び支援を行っていきます。

3 「量の見込み」と「確保の方策」の算出

(1) 量の見込みの算出

ア 量の見込み算出にあたっての基本的な考え方

(ア) 国が定める「量の見込み」の算出等のための手引き（以下、「国の手引き」）に基づき、ニーズ調査の結果を踏まえて算出する方法

例：教育（幼稚園、認定こども園）や子育てサロン事業等

(イ) ニーズ調査によらず、過去の実績値等を参考にして算出する方法

例：保育（認可保育園、小規模保育等）や学童保育室等

【ニーズ調査の概要】

- 調査時期 令和6年1月24日～令和6年2月13日
- 調査対象及び回収状況

調査種別	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童(0～5歳児)の保護者 【住民基本台帳から無作為抽出】	6,670 通	2,814 通	42.2%
小学生(1～6年生)の保護者 【住民基本台帳から無作為抽出】	3,280 通	1,457 通	44.4%
合計	9,950 通	4,271 通	42.9%

イ 量の見込みの算出方法（例：教育（幼稚園を希望）の量の見込み）

$$\text{「量の見込み」} = \text{「家庭類型別児童数※1」} \times \text{「利用意向率※2」}$$

※1 ニーズ調査結果から、対象となる子どもを父母の有無、父母の就労状況から家庭類型ごとに分類し、その分類した家庭類型別の児童数のこと。算出式は、次のとおり。

「推計児童数(R7～11年度)」×「ニーズ調査による家庭類型(フルタイム×パート世帯、フルタイム×専業主婦(夫)世帯、パート×パート世帯等)の割合」

※2 ニーズ調査で、「幼稚園」「認定こども園(短時間)」を利用したいと回答した世帯の割合

(2) 確保の方策の算出

算出した「量の見込み」に対して、令和11年度までにその需要量を確保できる方策を算出しました。

(3) 障がい児福祉計画との調和

障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制については、足立区第3期障がい児福祉計画で設定していきませんが、必要に応じて当計画の確保方策の見直しを検討します。

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

(1) 「教育」の量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		
	1号 ^{※1} 認定	2号 認定 (教育を 希望) ^{※2}	1号 認定	2号 認定 (教育を 希望)	1号 認定	2号 認定 (教育を 希望)	1号 認定	2号 認定 (教育を 希望)	1号 認定	2号 認定 (教育を 希望)	
量の見込み(A)	2,642	649	2,613	642	2,614	642	2,593	637	2,599	638	
確保方策											
特定教育・ 保育施設	幼稚園	2,865	0	2,865	0	2,865	0	2,865	0	2,865	0
	認定こども園 (区立)	93	151	93	151	93	151	93	151	93	151
	認定こども園 (私立)	305	205	305	205	305	205	305	205	305	205
確認を受けない幼稚園 ^{※3}	6,467	0	6,467	0	6,467	0	6,467	0	6,467	0	
幼稚園及び預かり保育(長 時間・通年)	0	1,713	0	1,713	0	1,713	0	1,713	0	1,713	
確保方策合計(B)	9,730	2,069	9,730	2,069	9,730	2,069	9,730	2,069	9,730	2,069	
過不足(C)=(B)-(A)	7,088	1,420	7,117	1,427	7,116	1,427	7,137	1,432	7,131	1,431	

※1 1号：幼稚園教育（幼児期における教育）を希望する3～5歳のうち、保育の必要がない者

※2 2号（教育を希望）：保育を必要とする3～5歳（2号）のうち、幼稚園教育の利用意向がある者
→子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設を利用する場合、区市町村から認定を受ける必要があります。

※3 確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行しない私学助成園のこと

○ 私立幼稚園は、各園の判断により「子ども・子育て支援新制度」に移行した園と移行しない園に分かれます。

○ 「1号認定」「2号認定」いずれも、「量の見込み」に対して、十分な供給量が「確保」されています。

ア 新制度に移行した園（特定教育・保育施設） 令和6年4月現在

- 私立幼稚園【18園】
- 認定こども園（公立）【3園】
- 認定こども園（私立）【4園】

⇒利用定員^{※1}（認定こども園は短時間利用児の利用定員）に基づき、確保方策を算出

※1 認可定員の範囲内で、実績をもとに設定する定員（園の補助金単価区分に反映）

イ 新制度に移行しない園（私学助成園） 令和6年4月現在

- 私立幼稚園【27園】

⇒令和6年4月現在の認可定員^{※2}に基づき、確保方策を算出

※2 施設・設備・職員配置の基準を規定した幼稚園設置基準等に基づく認可を受けた定員

(2) 「保育」の量の見込みと確保方策

ア 保育における量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

(ア) 提供区域は6区域とし、過去5年間の保育需要率をもとに、令和7年度以降の量の見込みを算出しました。令和7年度～11年度を通して、区全体では量の見込みに対して十分な保育定員が確保される見込みです。

(イ) 今後、大規模マンション開発等の不確定要素による影響が想定されるため、令和7年度以降も十分な保育定員が確保できるよう動向を注視していきます。

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

(ア) 令和6年4月保育需要数（実績）

2号(3～5歳)	3号(1・2歳)	3号(0歳)
7,537 人	5,557 人	977 人

(イ) 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
量の見込み(A)		7,384	5,417	993	7,280	5,262	986	7,107	5,216	982	6,898	5,172	978	6,752	5,149	972	
確保方策	特定教育・保育施設※	認可保育所	8,268	4,428	1,023	8,287	4,461	1,031	8,284	4,460	1,031	8,284	4,460	1,031	8,284	4,460	1,031
		認定こども園(区立)	151	67	0	151	67	0	151	67	0	151	67	0	151	67	0
		認定こども園(私立)	0	33	0	0	33	0	0	33	0	0	33	0	0	33	0
	特定地域型保育事業	家庭的保育	0	260	61	0	260	61	0	253	60	0	249	57	0	233	55
		小規模保育A型	0	314	123	0	314	123	0	314	123	0	314	123	0	314	123
		小規模保育B型	0	10	5	0	10	5	0	10	5	0	10	5	0	10	5
	認可外保育施設	認証保育所	145	627	212	145	627	212	145	627	212	145	627	212	145	627	212
		公設民営認可外	41	42	6	41	42	6	41	42	6	0	22	6	0	22	6
	確保方策合計(B)		8,605	5,781	1,430	8,624	5,814	1,438	8,621	5,806	1,437	8,580	5,782	1,434	8,580	5,766	1,432
	過不足(C)=(B)-(A)		1,221	364	437	1,344	552	452	1,514	590	455	1,682	610	456	1,828	617	460

※ 特定教育・保育施設の内訳には、施設型給付費の対象外となる区立認可保育所と区立認定こども園を含む

ウ 保育利用率の設定

国が示す基本指針*に基づき、計画期間内の3歳未満児童の対象年齢人口に対する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（足立区においては、家庭的保育及び小規模保育）の保育定員数の割合を示した「保育利用率」を以下のとおり決めました。

$$\text{定義： 保育利用率（％）} = \text{保育定員数} / \text{児童人口（人口推計）}$$

※ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

単位：人

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1・2歳児	0歳児								
児童人口	8,050	3,837	7,833	3,814	7,766	3,796	7,701	3,781	7,668	3,754
	11,887		11,647		11,562		11,482		11,422	
保育定員数	5,303	947	5,171	941	5,125	936	5,096	932	5,072	926
	6,250		6,112		6,061		6,028		5,998	
保育利用率	65.9%	24.7%	66.0%	24.7%	66.0%	24.7%	66.2%	24.7%	66.1%	24.7%
	52.6%		52.5%		52.4%		52.5%		52.5%	

※ 上記の保育定員数は目標値のため、P58の数値と一致しません。

エ 量の見込みと確保方策（提供区域別）

(ア) 提供区域1（千住地域）

a 令和6年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	20 所
認定こども園(区立)	1 園
認定こども園(私立)	0 園
小規模保育	3 施設

保育施設	施設数
家庭的保育(保育ママ)	9 事業所
認証保育所	6 所
公設民営認可外	0 園

b 令和6年4月の保育需要数（実績）

2号(3~5歳)	3号(1・2歳)	3号(0歳)
905 人	670 人	103 人

c 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 区域全体の定員は充足しています。
- ② 令和7年度完成予定の新築マンションからの局地的なニーズ上昇に対応するため、令和8年度に認可保育所1園を開設予定です。
- ③ 今後も新たな大規模マンション開発が進む可能性があるため、今後のニーズの動向を注視していきます。

単位：人

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
量の見込み(A)		917	658	110	916	636	110	888	631	109	840	623	107	824	620	107	
確保方策	特定教育・保育施設	認可保育所	1,023	592	137	1,056	613	143	1,057	612	143	1,057	612	143	1,057	612	143
		認定こども園(区立)	30	16	0	30	16	0	30	16	0	30	16	0	30	16	0
		認定こども園(私立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	家庭的保育	0	22	5	0	22	5	0	21	4	0	21	4	0	21	4
		小規模保育A型	0	25	9	0	25	9	0	25	9	0	25	9	0	25	9
		小規模保育B型	0	10	5	0	10	5	0	10	5	0	10	5	0	10	5
	認可外保育施設	認証保育所	36	123	42	36	123	42	36	123	42	36	123	42	36	123	42
		公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策合計(B)		1,089	788	198	1,122	809	204	1,123	807	203	1,123	807	203	1,123	807	203
	過不足(C)=(B)-(A)		172	130	88	206	173	94	235	176	94	283	184	96	299	187	96

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

単位：人

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
年度中整備																
特定教育・保育 施設	認可保育所	33	21	6	1	△1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保 育事業	家庭的保育	0	0	0	0	△1	△1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策合計		33	21	6	1	△2	△1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

(イ) 提供区域2（綾瀬・佐野地域）

a 令和6年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	31 所
認定こども園(区立)	1 園
認定こども園(私立)	0 園
小規模保育	5 施設

保育施設	施設数
家庭的保育(保育ママ)	17 事業所
認証保育所	6 所
公設民営認可外	0 園

b 令和6年4月の保育需要数（実績）

2号(3～5歳)	3号(1・2歳)	3号(0歳)
1,435 人	1,116 人	182 人

c 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。
- ② 新たな大規模マンション開発により、局地的に人口・保育ニーズが急増する可能性があるため、今後のニーズの動向を注視していきます。

単位：人

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
量の見込み(A)		1,395	1,086	193	1,393	1,006	191	1,370	999	192	1,321	992	190	1,255	986	188	
確保方策	特定教育・保育施設	認可保育所	1,638	901	224	1,638	901	224	1,638	901	224	1,638	901	224	1,638	901	224
		認定こども園(区立)	49	27	0	49	27	0	49	27	0	49	27	0	49	27	0
		認定こども園(私立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	家庭的保育	0	47	14	0	47	14	0	47	14	0	44	12	0	40	11
		小規模保育A型	0	64	28	0	64	28	0	64	28	0	64	28	0	64	28
		小規模保育B型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	認証保育所	42	112	40	42	112	40	42	112	40	42	112	40	42	112	40
		公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策合計(B)		1,729	1,151	306	1,729	1,151	306	1,729	1,151	306	1,729	1,148	304	1,729	1,144	303
	過不足(C)=(B)-(A)		334	65	113	336	145	115	359	152	114	408	156	114	474	158	115

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

単位：人

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
年度中整備																
特定地域型保 育事業	家庭的保育	0	0	0	0	0	0	0	△3	△2	0	△4	△1	0	0	0
確保方策合計		0	0	0	0	0	0	0	△3	△2	0	△4	△1	0	0	0

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

(ウ) 提供区域3 (梅田・中央本町地域)

a 令和6年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	29 所
認定こども園(区立)	0 園
認定こども園(私立)	0 園
小規模保育	4 施設

保育施設	施設数
家庭的保育(保育ママ)	21 事業所
認証保育所	7 所
公設民営認可外	1 園

b 令和6年4月の保育需要数(実績)

2号(3~5歳)	3号(1・2歳)	3号(0歳)
1,383 人	1,056 人	168 人

c 令和7年度~11年度の量の見込みと確保方策

- ① 区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。
- ② 提供区域を細分化した地域ごとに、ニーズの動向を把握していきます。

単位：人

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
量の見込み(A)		1,409	1,010	185	1,375	967	182	1,316	953	181	1,247	941	180	1,204	936	178	
確保方策	特定教育 保育施設	認可保育所	1,576	797	200	1,566	809	202	1,566	809	202	1,566	809	202	1,566	809	202
		認定こども園 (区立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園 (私立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年度当初定員 特定地域型 保育事業	家庭的保育	0	63	10	0	63	10	0	61	10	0	61	10	0	54	9
		小規模保育A型	0	47	20	0	47	20	0	47	20	0	47	20	0	47	20
		小規模保育B型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外 保育施設	認証保育所	12	139	42	12	139	42	12	139	42	12	139	42	12	139	42
		公設民営認可外	0	22	6	0	22	6	0	22	6	0	22	6	0	22	6
	確保方策合計(B)		1,588	1,068	278	1,578	1,080	280	1,578	1,078	280	1,578	1,078	280	1,578	1,071	279
	過不足(C)=(B)-(A)		179	58	93	203	113	98	262	125	99	331	137	100	374	135	101

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

単位：人

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
年度中整備																
特定教育・保育 施設	認可保育所	△10	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定地域型保 育事業	家庭的保育	0	0	0	0	△2	0	0	0	0	0	△7	△1	0	0	
確保方策合計		△10	12	2	0	△2	0	0	0	0	0	△7	△1	0	0	

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

(工) 提供区域4 (竹の塚・六町地域)

a 令和6年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	35 所
認定こども園(区立)	0 園
認定こども園(私立)	1 園
小規模保育	9 施設

保育施設	施設数
家庭的保育(保育ママ)	22 事業所
認証保育所	8 所
公設民営認可外	0 園

b 令和6年4月の保育需要数(実績)

2号(3~5歳)	3号(1・2歳)	3号(0歳)
1,915 人	1,392 人	278 人

c 令和7年度~11年度の量の見込みと確保方策

- ① 令和7年度から10年度にかけて1・2歳児で定員の不足が見込まれていますが、その後は少子化の影響により定員の充足が見込まれます。
- ② 1・2歳児の定員不足は、企業主導型保育施設で確保していきます。
- ③ 新たな確保方策は予定していませんが、提供区域を細分化した地域ごとに、より慎重にニーズの動向を把握していきます。

単位：人

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
量の見込み(A)		1,879	1,398	263	1,865	1,408	262	1,870	1,399	261	1,871	1,392	261	1,874	1,389	259	
確保方策	特定教育・保育施設	認可保育所	2,046	1,073	223	2,042	1,073	223	2,038	1,073	223	2,038	1,073	223	2,038	1,073	223
		認定こども園(区立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園(私立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	家庭的保育	0	53	15	0	53	15	0	51	15	0	50	14	0	50	14
		小規模保育A型	0	121	46	0	121	46	0	121	46	0	121	46	0	121	46
		小規模保育B型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	認証保育所	23	146	60	23	146	60	23	146	60	23	146	60	23	146	60
		公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策合計(B)		2,069	1,393	344	2,065	1,393	344	2,061	1,391	344	2,061	1,390	343	2,061	1,390	343
	過不足(C)=(B)-(A)		190	△5	81	200	△15	82	191	△8	83	190	△2	82	187	1	84

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

単位：人

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
年度中整備																
特定教育・保育 施設	認可保育所	△4	0	0	△4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保 育事業	家庭的保育	0	0	0	0	△2	0	0	△1	△1	0	0	0	0	0	0
確保方策合計		△4	0	0	△4	△2	0	0	△1	△1	0	0	0	0	0	0

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

資料編
教育・保育及び地域子ども・子育て
支援事業の量の見込みと確保方策

(才) 提供区域5 (江北・鹿浜・舎人地域)

a 令和6年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	33 所
認定こども園(区立)	1 園
認定こども園(私立)	3 園
小規模保育	4 施設

保育施設	施設数
家庭的保育(保育ママ)	24 事業所
認証保育所	5 所
公設民営認可外	0 園

b 令和6年4月の保育需要数(実績)

2号(3~5歳)	3号(1・2歳)	3号(0歳)
1,662 人	1,159 人	221 人

c 令和7年度~11年度の量の見込みと確保方策

- ① 区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。
- ② 提供区域を細分化した地域ごとに、ニーズの動向を把握していきます。

単位：人

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
量の見込み(A)		1,558	1,096	219	1,515	1,094	218	1,465	1,083	216	1,430	1,074	217	1,418	1,069	216	
確保方策	特定教育・保育施設	認可保育所	1,753	931	211	1,753	931	211	1,753	931	211	1,753	931	211	1,753	931	211
		認定こども園(区立)	72	24	0	72	24	0	72	24	0	72	24	0	72	24	0
		認定こども園(私立)	0	33	0	0	33	0	0	33	0	0	33	0	0	33	0
	特定地域型保育事業	家庭的保育	0	75	17	0	75	17	0	73	17	0	73	17	0	68	17
		小規模保育A型	0	45	17	0	45	17	0	45	17	0	45	17	0	45	17
		小規模保育B型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	認証保育所	32	83	22	32	83	22	32	83	22	32	83	22	32	83	22
		公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策合計(B)		1,857	1,191	267	1,857	1,191	267	1,857	1,189	267	1,857	1,189	267	1,857	1,184	267
過不足(C)=(B)-(A)		299	95	48	342	97	49	392	106	51	427	115	50	439	115	51	

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

単位：人

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
年度中整備																
特定地域型保 育事業	家庭的保育	0	0	0	0	△2	0	0	0	0	0	△5	0	0	0	0
確保方策合計		0	0	0	0	△2	0	0	0	0	0	△5	0	0	0	0

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

(力) 提供区域6（新田地域）

a 令和6年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	5 所
認定こども園(区立)	0 園
認定こども園(私立)	0 園
小規模保育	1 施設

保育施設	施設数
家庭的保育(保育ママ)	0 事業所
認証保育所	1 所
公設民営認可外	1 園

b 令和6年4月の保育需要数（実績）

2号(3~5歳)	3号(1・2歳)	3号(0歳)
237 人	164 人	25 人

c 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。
- ② 近年、就学前児童の人口が大きく減少しているため、必要な定員を確保した上で保育供給量を調整します。

単位：人

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
量の見込み(A)		226	169	23	216	151	23	198	151	23	189	150	23	177	149	24	
確保方策	特定教育 保育施設	認可保育所	232	134	28	232	134	28	232	134	28	232	134	28	232	134	28
		認定こども園 (区立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園 (私立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小規模保育A型	0	12	3	0	12	3	0	12	3	0	12	3	0	12	3
		小規模保育B型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外 保育施設	認証保育所	0	24	6	0	24	6	0	24	6	0	24	6	0	24	6
		公設民営認可外	41	20	0	41	20	0	41	20	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策合計(B)		273	190	37	273	190	37	273	190	37	232	170	37	232	170	37
	過不足(C)=(B)-(A)		47	21	14	57	39	14	75	39	14	43	20	14	55	21	13

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

単位：人

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
年度中整備																
認可外保育施設	公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	△41	△20	0	0	0	0	0	0	
確保方策合計		0	0	0	0	0	0	△41	△20	0	0	0	0	0	0	

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）

ア 施設の概要

学童保育は、保護者が就労等で保育ができない家庭の小学校6年生までの児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

令和6年度の状況（令和6年4月1日現在）

	室数	受入可能数 [※]	入室者数	小学校
学童保育室	110箇所<125室>	5,503人	5,204人	67校

※ 受入可能数とは、学童保育室の定員に、定員の弾力化分として定員の一割程度の人数を加えたものです。

イ 学童保育室における量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

- 小学生が徒歩にて1人で通える範囲内での利用になるため、利用可能な範囲がほぼ限定されており、小学校の通学区域程度の広さが利用に適した範囲になっています。
- (ア) 11地区に細分化したうえで地区ごとに量の見込み（需要）が確保（受入数）を上回ることが見込まれる場合には、定員や配置の見直し等の検討を行っていきます。
- (イ) 利用者の需要が多い小学校内の学童保育室整備を推進します。
- (ウ) 学童保育室以外に、児童館特例¹の利用や放課後子ども教室²との連携、小学校近隣の公共施設の活用等、総合的に放課後の居場所を確保していきます。

令和5年度の「量の見込み」と実績

単位：人

区全域		見込み	実績	
量の見込み	低学年	4,413	4,797	
	高学年	1,068	747	
	合計A	5,481	5,544	
確保方策	前年度中整備	①年度当初受入可能数	5,552	5,448
		②定数見直し・増室	0	12 [※]
	合計(①+②)	5,552	5,460	
その他	③児童館特例利用	全学年	458	591
過不足 (①+②+③)-A		529	507	

※ 3室の学童保育室の整備（67人増）及び1室の学童保育室閉室（55人減）を実施したため。

1 小学校から一旦帰宅せずに、ランドセルを持ったまま児童館を利用できる制度（登録制）

2 平日の放課後、小学校の校庭や図書室等で、自主的・自由に参加し活動できる場所

ウ 量の見込みと確保方策（区全域）

- ① 学齢人口は一部地域を除いて、減少の見込みですが、申請率上昇に伴い学童保育室の需要は増加する見込みです。
- ② 需要の増加への対応策については、利用者の需要が多い小学校内の学童保育室整備を推進します。
- ③ 児童館特例の利用や放課後子ども教室との連携、小学校近隣の公共施設の活用等、総合的に放課後の居場所を確保していきます。

【 区全域 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	6,075	6,213	6,231	6,320	6,428
低学年 ^{※1}	5,209	5,327	5,317	5,376	5,468
高学年 ^{※1}	866	886	914	944	960
確保方策合計(B)	6,105	6,247	6,293	6,398	6,527
年度当初受入可能数 ^{※2}	5,763	5,863	5,863	5,913	5,913
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	342	384	430	485	614
過不足(C)=(B)-(A)	30	34	62	78	99

※1 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※2 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員（弾力化含む）の合計

※3 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

エ 量の見込みと確保方策（提供区域別）

(ア) 提供区域1（千住地域）

a 令和6年度の状況（令和6年4月1日現在）

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	16室	695人	672人	6校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 今後も学童保育室の需要の増加が見込まれるため、学童保育室の拡充または放課後の居場所確保を総合的に推進していきます。
- ② 需要が多い小学校内の学童保育室の拡充を図ります。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	826	863	872	945	972
低学年 ^{※1}	690	716	718	775	798
高学年 ^{※1}	136	147	154	170	174
確保方策合計(B)	826	863	872	945	972
年度当初受入可能数 ^{※2}	735	765	765	815	815
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	91	98	107	130	157
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※1 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※2 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員（弾力化含む）の合計

※3 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(イ) 提供区域2（綾瀬地域）

a 令和6年度の状況（令和6年4月1日現在）

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	14室	650人	583人	7校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 今後も学童保育室の需要の増加が見込まれるため、学童保育室の拡充または放課後の居場所確保を総合的に推進していきます。
- ② 需要が多い小学校内の学童保育室の拡充を図ります。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	723	757	753	760	795
低学年 ^{※1}	660	696	691	700	735
高学年 ^{※1}	63	61	62	60	60
確保方策合計(B)	723	757	753	760	795
年度当初受入可能数 ^{※2}	680	720	720	720	720
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	43	37	33	40	75
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※1 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※2 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員（弾力化含む）の合計

※3 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(ウ) 提供区域3 (大谷田・佐野地域)

a 令和6年度の状況 (令和6年4月1日現在)

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	8室	324人	311人	5校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学齢人口が減少していくため、学童保育需要は減少していく見込みです。
- ② 供給過多となっている学童保育室の配置見直しや定員の縮小を検討していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	323	321	299	291	282
低学年 ^{※1}	268	264	240	232	222
高学年 ^{※1}	55	57	59	59	60
確保方策合計(B)	324	324	324	324	324
年度当初受入可能数 ^{※2}	324	324	324	324	324
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	0	0	0	0	0
過不足(C)=(B)-(A)	1	3	25	33	42

※1 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※2 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員（弾力化含む）の合計

※3 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(工) 提供区域4 (中央本町地域)

a 令和6年度の状況(令和6年4月1日現在)

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	10室	442人	424人	6校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学齢人口は減少しますが、学童保育室の申請率は増加する見込みです。
- ② 今後も学童保育室の需要の増加が見込まれるため、学童保育室の拡充または放課後の居場所確保を総合的に推進していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	479	506	510	521	522
低学年 ^{※1}	412	438	439	446	440
高学年 ^{※1}	67	68	71	75	82
確保方策合計(B)	482	506	510	521	522
年度当初受入可能数 ^{※2}	482	482	482	482	482
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	0	24	28	39	40
過不足(C)=(B)-(A)	3	0	0	0	0

※1 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※2 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員(弾力化含む)の合計

※3 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(才) 提供区域5 (花畑・保塚地域)

a 令和6年度の状況 (令和6年4月1日現在)

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	12室	543人	518人	8校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学齢人口は減少しますが、学童保育室の申請率は増加する見込みです。
- ② 今後も学童保育室の需要の増加が見込まれるため、学童保育室の拡充または放課後の居場所確保を総合的に推進していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	587	597	599	612	631
低学年 ^{※1}	520	528	528	540	556
高学年 ^{※1}	67	69	71	72	75
確保方策合計(B)	587	597	599	612	631
年度当初受入可能数 ^{※2}	583	583	583	583	583
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	4	14	16	29	48
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※1 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※2 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員（弾力化含む）の合計

※3 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(力) 提供区域6 (竹の塚・六月地域)

a 令和6年度の状況(令和6年4月1日現在)

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	11室	486人	452人	7校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学齢人口は減少しますが、学童保育室の申請率は増加する見込みです。
- ② 今後も学童保育室の需要の増加が見込まれるため、学童保育室の拡充または放課後の居場所確保を総合的に推進していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	546	550	554	549	562
低学年 ^{※1}	444	445	446	438	450
高学年 ^{※1}	102	105	108	111	112
確保方策合計(B)	546	550	554	549	562
年度当初受入可能数 ^{※2}	486	486	486	486	486
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	60	64	68	63	76
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※1 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※2 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員(弾力化含む)の合計

※3 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(キ) 提供区域7（梅島地域）

a 令和6年度の状況（令和6年4月1日現在）

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	11室	477人	468人	5校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学齢人口は減少しますが、学童保育室の申請率は増加する見込みです。
- ② 今後も学童保育室の需要の増加が見込まれるため、学童保育室の拡充または放課後の居場所確保を総合的に推進していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	553	581	599	606	619
低学年 ^{※1}	468	496	509	511	519
高学年 ^{※1}	85	85	90	95	100
確保方策合計(B)	553	581	599	606	619
年度当初受入可能数 ^{※2}	517	547	547	547	547
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	36	34	52	59	72
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※1 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※2 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員（弾力化含む）の合計

※3 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(ク) 提供区域8 (西新井・江北地域)

a 令和6年度の状況 (令和6年4月1日現在)

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	14室	601人	558人	8校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学齢人口は減少しますが、学童保育室の申請率は増加する見込みです。
- ② 今後も学童保育室の需要の増加が見込まれるため、学童保育室の拡充または放課後の居場所確保を総合的に推進していきます。
- ③ 需要が多い小学校内の学童保育室の拡充を図ります。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	675	681	691	701	734
低学年 ^{※1}	591	598	611	622	660
高学年 ^{※1}	84	83	80	79	74
確保方策合計(B)	675	681	691	701	734
年度当初受入可能数 ^{※2}	631	631	631	631	631
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	44	50	60	70	103
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※1 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※2 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員(弾力化含む)の合計

※3 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(ケ) 提供区域9 (伊興地域)

a 令和6年度の状況(令和6年4月1日現在)

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	10室	431人	412人	5校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学童保育室需要はほぼ横ばいで推移していく見込みです。
- ② 放課後の居場所も確保しながら、量の見込み(需要)と確保(受入数)のバランスを保っていきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	490	492	483	484	481
低学年 ^{※1}	434	436	425	426	423
高学年 ^{※1}	56	56	58	58	58
確保方策合計(B)	490	492	483	484	481
年度当初受入可能数 ^{※2}	471	471	471	471	471
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	19	21	12	13	10
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※1 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※2 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員(弾力化含む)の合計

※3 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(コ) 提供区域10 (鹿浜・舎人地域)

a 令和6年度の状況(令和6年4月1日現在)

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	12室	513人	485人	8校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学童保育室需要はほぼ横ばいで推移していく見込みです。
- ② 放課後の居場所も確保しながら、量の見込み(需要)と確保(受入数)のバランスを保っていきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	558	555	567	555	546
低学年 ^{※1}	472	465	474	460	453
高学年 ^{※1}	86	90	93	95	93
確保方策合計(B)	558	555	567	555	546
年度当初受入可能数 ^{※2}	513	513	513	513	513
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	45	42	54	42	33
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※1 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※2 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員(弾力化含む)の合計

※3 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(サ) 提供区域11（新田・江南地域）

a 令和6年度の状況（令和6年4月1日現在）

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	7室	341人	321人	2校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学齢人口がやや減少していくため、学童保育需要は減少していく見込みです。
- ② 供給過多となっている学童保育室の配置見直しや定員の縮小を検討していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	315	310	304	296	284
低学年 ^{※1}	250	245	236	226	212
高学年 ^{※1}	65	65	68	70	72
確保方策合計(B)	341	341	341	341	341
年度当初受入可能数 ^{※2}	341	341	341	341	341
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	0	0	0	0	0
過不足(C)=(B)-(A)	26	31	37	45	57

※1 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※2 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員（弾力化含む）の合計

※3 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(2) 子育てサロン事業

ア 事業の概要

子育てサロン事業は、乳幼児とその保護者が安心して自由に遊び、利用者同士の交流やスタッフへの相談を行うこと等を通じて、子育てに伴う不安や負担の軽減と育児の孤立防止を図ることにより、健全な子育てを応援している事業です。

【令和5年度の利用実績】

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	64 か所	302,976 人回/年

子育てサロンの利用者に応じた3タイプの役割

◆商業施設等内の子育てサロン【気づき（発見）】

- ・ 相談に行き難いと感じている親も利用しやすい環境をつくる。
- ・ 子育てについての問題を抱えてはいるが、自覚していない保護者を取り込む。
- ・ 拠点型子育てサロンや保健センター等の関係機関につなぐ。
- ・ 父親等の育児参加や、プレママ・プレパパの利用の促進を図る。
- ・ 専門的な相談に応じられる専門職や、リスク等を発見・対応できるスキルをもつスタッフの配置。

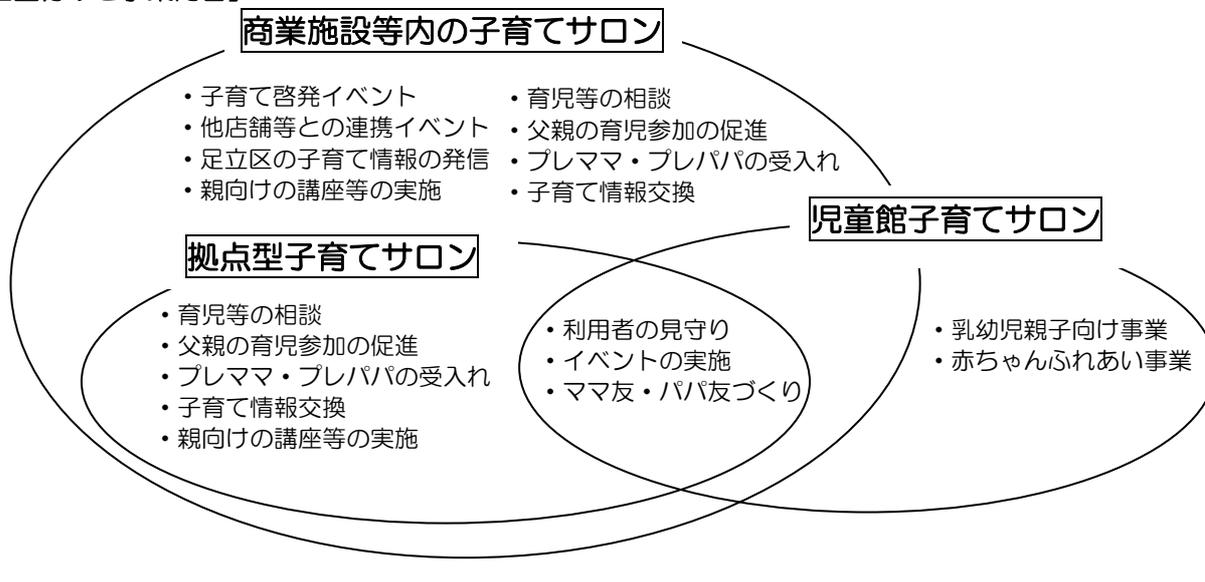
◆拠点型子育てサロン【寄り添い（解決）】

- ・ 子育てについての問題を自覚しており、解決したい、解決方法を知りたい保護者に対応する。
- ・ 問題が解決したら、身近な児童館での利用につなぐ。
- ・ 利用者の利用目的を見極め、利用者に応じた相談や対応ができるスタッフを配置する。

◆児童館子育てサロン【居場所（自立）】

- ・ ママ友同士の集まりや、居場所をもとめている保護者に場を提供する。
- ・ 必要な支援に応じて、専門スタッフがいる拠点型子育てサロンにつなぐ。

【位置付けと事業内容】



イ 子育てサロンにおける量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

子育てサロン全体では、計画最終の令和11年度までに定員を確保できる状況にあります。令和9年度に大規模改修工事の影響により不足状態になりますが、令和5年度・6年度の利用率（約65%）を考慮すると十分に確保できる状況です。

利用者のニーズに応じた、機能別の子育てサロンを提供することで、子育てしやすい環境を整備していきます。

ウ 量の見込みと確保方策（区全域）

【区全域】

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
サロン数(か所)	64	59	59	60	61
量の見込み(A)	495,405	456,543	454,124	452,031	448,729
確保方策 (年度当初定員)(B)	518,304	495,918	437,893	455,442	456,701
過不足(C)=(B)-(A)	22,899	39,375	△16,231	3,411	7,972

※ 量の見込みについては、区が実施したニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

〈再掲〉

	種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	拠点型	288,353	286,389	221,098	234,132	234,132
	児童館	229,951	209,529	216,795	221,310	222,569

エ 量の見込みと確保方策（提供区域別）

(ア) 提供区域1（千住地域）

a 令和5年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	6 か所	56,151 人回/年

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 令和8年度、9年度に千住庁舎（子育てサロン千住）の大規模改修、令和11年度には千住本町住区センターの大規模改修を実施する予定です。
- ② 工事のための一時的な不足状態であるため、千住地域に限らず、他の子育てサロンを案内する等の対応を行います。

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
サロン数(か所)	6	5	5	6	5
量の見込み(A)	65,703	65,293	64,947	64,648	64,176
確保方策 (年度当初定員)(B)	64,940	57,085	57,085	64,940	62,060
過不足(C)=(B)-(A)	△763	△8,208	△7,862	292	△2,116

〈再掲〉

	種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	拠点型	45,386	37,531	37,531	45,386	45,386
	児童館	19,554	19,554	19,554	19,554	16,674

(イ) 提供区域2 (綾瀬・佐野地域)

a 令和5年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	12 か所	44,832 人回/年

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 令和7～8年度は長門住区センター、令和10年度は六木住区センターの大規模改修を予定しています。
- ② 令和7年度に北綾瀬駅前の商業施設内に子育てサロンを新設する予定です（夏頃開設予定）。
- ③ 量の見込みに対して確保方策は不足していますが、令和5年度・6年度の確保方策（定員）に対する利用率は69%であるため、令和7年度以降の量の見込みに対し利用率を考慮すると、確保できると見込んでいます。

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
サロン数(か所)	12	12	13	12	13
量の見込み(A)	96,349	95,749	95,241	94,803	94,110
確保方策 (年度当初定員)(B)	78,056	83,947	86,827	83,947	86,827
過不足(C)=(B)-(A)	△18,293	△11,802	△8,414	△10,856	△7,283

<再掲>

	種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	拠点型	42,467	48,358	48,358	48,358	48,358
	児童館	35,589	35,589	38,469	35,589	38,469

(ウ) 提供区域3 (梅田・中央本町地域)

a 令和5年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	11 か所	29,678 人回/年

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 量の見込みに対して、確保方策は充足しています。
- ② 令和8～9年度に青井住区センター、令和9年度に梅島住区センターの大規模改修を予定しています。
- ③ 令和10年度は、子育てサロン関原が梅田八丁目複合施設内に移転予定です。その際、現在の「月～土曜日」の開設日から「日～土曜日（休日含む）」に変更する予定です。

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
サロン数(か所)	11	10	10	11	11
量の見込み(A)	64,652	64,249	63,908	63,614	63,149
確保方策 (年度当初定員)(B)	78,380	72,228	72,424	83,559	83,559
過不足(C)=(B)-(A)	13,728	7,979	8,516	19,945	20,410

〈再掲〉

	種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	拠点型	33,380	33,380	33,380	38,559	38,559
	児童館	45,000	38,848	39,044	45,000	45,000

(工) 提供区域4 (竹の塚・六町地域)

a 令和5年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	19 か所	125,459 人回/年

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 住区センターの大規模改修については、東伊興生活館が令和8～9年度、花畑住区センターが令和8～9年度、伊興住区センターが令和10～11年度、湊江住区センターが令和11年度に予定しています。
- ② 子育てサロン西新井（ギャラクシティ）の大規模改修も令和9年度から実施される予定です。
- ③ 令和9年度から不足状態になりますが、工事のための一時的な不足状態であるため、区域外の子育てサロンも案内する等の対応を行っていきます。

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
サロン数(か所)	19	16	17	17	16
量の見込み(A)	107,398	106,729	106,165	105,674	104,903
確保方策 (年度当初定員)(B)	167,842	154,700	98,231	99,670	92,289
過不足(C)=(B)-(A)	60,444	47,971	△7,934	△6,004	△12,614

<再掲>

	種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	拠点型	106,896	106,896	41,605	41,605	41,605
	児童館	60,946	47,804	56,626	58,065	50,684

(才) 提供区域5 (江北・鹿浜・舎人地域)

a 令和5年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	13 か所	35,160 人回/年

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 住区センターの大規模改修は、江北コミュニティセンターが令和7～8年度、押
皿谷住区センターが令和8～10年度、西新井本町住区センターが令和9～10年
度に予定しています。
- ② 量の見込みに対して、確保方策は充足しています。

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
サロン数(か所)	13	13	12	12	14
量の見込み(A)	82,579	82,065	81,630	81,254	80,660
確保方策 (年度当初定員)(B)	100,051	98,923	97,171	97,171	102,931
過不足(C)=(B)-(A)	17,472	16,858	15,541	15,917	22,271

〈再掲〉

	種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	拠点型	34,069	34,069	34,069	34,069	34,069
	児童館	65,982	64,854	63,102	63,102	68,862

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(カ) 提供区域6（新田地域）

a 令和5年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	3か所	11,696人回/年

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 令和9～10年度に、新田住区センターの大規模改修を予定しています。
- ② 不足状態が継続しますが、令和5年度・6年度の確保方策（定員）に対する利用率は39%であるため、令和7年度以降の量の見込みに対し利用率を考慮すると、確保できると見込んでいます。

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
サロン数(か所)	3	3	2	2	2
量の見込み(A)	42,724	42,458	42,233	42,038	41,731
確保方策 (年度当初定員)(B)	29,035	29,035	26,155	26,155	29,035
過不足(C)=(B)-(A)	△13,689	△13,423	△16,078	△15,883	△12,696

<再掲>

	種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	拠点型	26,155	26,155	26,155	26,155	26,155
	児童館	2,880	2,880	0	0	2,880

(3) 平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）

ア 事業の概要

認可保育所では、基本の保育時間（18時30分まで）以外に保育が必要な世帯を対象に、延長保育を実施しています。また、認証保育所や私立認定こども園についても、18時30分より開所時間を長く設定している園については、本事業に位置付けます。

【令和5年度の利用実績】

	園数	利用人数
認可保育所	119 園	2,892 人
公設民営認可外	2 園	22 人
認証保育所	33 園	107 人
私立認定こども園	3 園	49 人

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

- (ア) ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。
- (イ) 国の手引きの考えでは、延長保育の量の見込み・確保方策について「時間別」の概念はありませんが、区では「時間別」で分析しました。
- (ウ) 計画期間内の量の見込みに対して、供給量は確保されています。
- (エ) 働き方が多様化しているため、今後も利用者のニーズを注視していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	5,053	5,019	4,991	4,970	4,933
確保方策(B)	12,810	12,870	12,866	12,805	12,805
過不足(C)=(B)-(A)	7,757	7,851	7,875	7,835	7,872

ウ 量の見込みと確保方策（提供区域別）

(ア) 提供区域1（千住地域）

a 令和5年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	19 園	581 人
認証保育所	6 園	25 人

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	19時まで	844	838	834	830	824
	20時まで	28	28	28	27	27
	21時まで	13	13	13	13	12
	合計	885	879	875	870	863
確保方策 (B)	19時まで	146	146	146	146	146
	20時まで	984	1,044	1,044	1,044	1,044
	21時まで	755	755	755	755	755
過不足(C) =(B)-(A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

(イ) 提供区域2（綾瀬・佐野地域）

a 令和5年度実績

	園数	利用人数
認可保育所	29 園	595 人
認証保育所	6 園	28 人

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	19時まで	826	821	816	813	807
	20時まで	136	135	134	134	133
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	962	956	950	947	940
確保方策 (B)	19時まで	389	389	389	389	389
	20時まで	1,497	1,497	1,497	1,497	1,497
	21時まで	862	862	862	862	862
過不足(C) =(B)-(A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

資料編

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(ウ) 提供区域3 (梅田・中央本町地域)

a 令和5年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	28 園	662 人
認証保育所	7 園	16 人

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	19時まで	885	880	875	871	865
	20時まで	99	98	97	97	96
	21時まで	33	33	32	32	32
	合計	1,017	1,011	1,004	1,000	993
確保方策 (B)	19時まで	186	186	186	186	186
	20時まで	1,099	1,095	1,095	1,095	1,095
	21時まで	1,166	1,174	1,174	1,174	1,174
	21時以降	-	-	-	-	-
過不足(C) =(B)-(A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

(工) 提供区域4 (竹の塚・六町地域)

a 令和5年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	26 園	765 人
認証保育所	8 園	32 人
私立認定こども園	1 園	10 人

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	19時まで	928	922	917	913	906
	20時まで	16	16	16	16	16
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	944	938	933	929	922
確保方策 (B)	19時まで	35	35	35	35	35
	20時まで	1,225	1,221	1,217	1,217	1,217
	21時まで	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
過不足(C) = (B)-(A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

(才) 提供区域5 (江北・鹿浜・舎人地域)

a 令和5年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	28 園	635 人
認証保育所	5 園	2 人
私立認定こども園	2 園	39 人

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	19時まで	888	882	877	873	867
	20時まで	53	52	52	52	51
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計 ※21時以降 のニーズを含む	958	950	945	941	934
確保方策 (B)	19時まで	274	274	274	274	274
	20時まで	1,403	1,403	1,403	1,403	1,403
	21時まで	949	949	949	949	949
過不足(C) = (B)-(A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

(参考)：区域別の21時以降のニーズについて

21時以降のニーズは、参考表記とします。調査回答の際に、希望の延長保育時間を24時間単位で回答していただくところ、12時間単位で回答された可能性の高いケースが多く(9割弱)、適正な見込みが把握できないためです。

しかしながら当区域において、ニーズ調査によると一定のニーズは見込まれるため、今後は必要に応じて21時以降の延長保育について検討していきます。

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
21時以降の 量の見込み	提供区域5	17	16	16	16	16

(力) 提供区域6 (新田地域)

a 令和5年度実績

	園数	利用人数
認可保育所	4 園	124 人
認証保育所	1 園	4 人

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	19時まで	240	239	238	237	235
	20時まで	47	46	46	46	46
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	287	285	284	283	281
確保方策 (B)	19時まで	-	-	-	-	-
	20時まで	271	271	271	210	210
	21時まで	127	127	127	127	127
過不足(C) = (B)-(A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

(4-1) 【幼稚園型】一時預かり等の利用

ア 事業の概要

平日（月曜日～金曜日）の4時間を標準とする私立幼稚園・区立認定こども園の教育時間の前後や土曜、長期休暇期間中（春・夏・冬）に、幼稚園での一時預かりを実施しています。

【令和5年度の利用実績】

	実施園数	延べ利用人数
私立幼稚園・区立認定こども園	53園	288,417人日/年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

- ① ニーズ調査をもとに、量の見込みを算出しました。
- ② 現在の預かり保育の受入れ可能人数をもって、量の見込みに対して十分な供給量が確保されています。
- ③ 現在の各園における預かり保育の取り組みが後退しないよう、一時預かり事業（幼稚園型）の制度充実を図っていきます。

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	151,072	149,437	149,481	148,275	148,637
1号認定	41,854	41,400	41,413	41,079	41,179
2号認定	109,218	108,037	108,068	107,196	107,458
確保方策(B)	194,931	194,931	194,931	194,931	194,931
過不足(C)=(B)-(A)	43,859	45,494	45,450	46,656	46,294

(4-2) 【幼稚園型を除く】不定期の一時預かり等の利用

ア 事業の概要

保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、リフレッシュしたい時、買い物等、理由を問わず一時的に保育施設等で子どもを預かります。

【令和5年度の利用実績】

	実施か所数	延べ利用人数
一時預かり事業(認可保育所)	20 所	3,154 人日/年
認証保育所・小規模保育	34 所	945 人日/年
子育てサロン西新井	1 所	1,120 人日/年
あだちファミリー・サポート・センター事業 ^{※1} ／子ども預かり・送迎等支援事業 ^{※2}	-	15,076 人日/年
派遣型トワイライトステイ ^{※3}	-	3,944 人日/年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

- ① ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。
- ② 量の見込みに対して、十分な供給量が確保されています。
- ③ 認可保育所や子育てサロン等における一時預かりを継続していきます。
- ④ 認証保育所や小規模保育においては、園児が定員を満たしている場合は一時預かりを利用できない等、条件付きであるため、確保方策に組み入れないものとします。

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	25,977	26,018	25,855	25,658	25,560
確保方策合計(B)	42,254	42,670	43,087	44,847	45,264
一時預かり事業 (認可保育所)	17,253	17,253	17,253	17,253	17,253
子育てサロン西新井	1,344	1,344	1,344	2,688	2,688
ファミサポ/子ども預かり・ 送迎等支援事業	18,876	19,268	19,661	20,053	20,446
派遣型トワイライトステイ	4,781	4,805	4,829	4,853	4,877
過不足(C)=(B)-(A)	16,277	16,652	17,232	19,189	19,704

※1 ファミサポ（あだちファミリー・サポート・センター事業）とは、地域において子育てを援助したい提供会員と援助を受けたい利用会員を結びつける仕組みで、提供会員宅で子どもの預かりや保育施設等への送迎を行うサービス。

※2 子ども預かり・送迎等支援事業とは、足立区が認定した子育てホームサポーターが、自宅または子育てホームサポーター宅で、子どもの預かりや保育施設等への送迎を行うサービス。

※3 派遣型トワイライトステイとは、平日の夜間または休日に実施する子どもの一時的な預かり。

(5) こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）

ア 事業の概要

保護者の病気や出産等で一時的に子どもの養育ができない時に、養育協力家庭宅または児童養護施設において、子どもを預かります。

【令和5年度の利用実績】

	延べ利用日数
養育協力家庭宅(在宅型)	0日/年
児童養護施設(施設型)	2,790日/年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

- ① 過去3年間の実績をもとに量の見込みを算出しました。
- ② 量の見込みに対して、供給量は整備されています。
- ③ 児童養護施設とともに、引き続き養育在宅型による新たな養育協力家庭の獲得に努め、こどもショートステイ事業の充実を図っていきます。

単位：日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598
確保方策(B)	3,590	3,590	3,590	3,590	3,590
過不足(C)=(B)-(A)	992	992	992	992	992

(6) あだちファミリー・サポート・センター事業/子ども預かり・送迎等支援事業（小学生）

ア 事業の概要

保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、リフレッシュしたい時、買い物等、理由を問わず、利用者宅または支援者宅で一時的な子どもの預かり等を実施しています。

【令和5年度の利用実績】

	延べ利用人数(小学生)
あだちファミリー・サポート・センター事業/ 子ども預かり・送迎等支援事業(小学生)	7,377 人

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

- ① 過去の実績値を参考にして、量の見込みを算出しました。
- ② 量の見込みに対して、十分な供給量が整備されています。
- ③ 様々なニーズに対応できるよう、提供会員及び子育てホームサポーターの確保に努めるとともに、安心して事業を利用してもらえるよう研修等を実施することで、サービスの質の向上も図っていきます。

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	7,844	8,006	8,167	8,329	8,490
確保方策(B)	9,413	9,607	9,801	9,995	10,188
過不足(C)=(B)-(A)	1,569	1,601	1,634	1,666	1,698

(7) 病気の際の対応

ア 事業の概要

- ① 病気やケガの回復期の子どもを預けられる病後児保育を認可保育園2園で実施しています。
- ② 病気にかかっている子どもを預けられる病児保育を東部地域病院内で実施しています。

【令和5年度の利用実績】

	延べ利用人数
病後児保育(保育所)	148 人日/年
病児保育(東部地域病院内)	162 人日/年

イ 量の見込みと確保方策 (区全域)

- ① ニーズ調査をもとに、量の見込みを算出しました。
- ② 令和7年度～9年度にかけて供給量が足りない状況です。
- ③ 病後児保育については、認可保育園2園での実施を継続していきます。
- ④ 病児保育は、東部地域病院のほか、区西側の設置について検討していきます。

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	3,159	3,149	3,137	3,112	3,108
確保方策合計(B)	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
公立保育園	1,176	1,176	1,176	1,176	1,176
私立保育園	972	972	972	972	972
病児保育	972	972	972	972	972
過不足(C)=(B)-(A)	△39	△29	△17	8	12

(8) 要保護児童等に対する支援及び児童虐待予防等の周知・啓発

ア 事業の概要

- ① 子育てに関する支援が必要と認められる家庭に対し、養育が適切に行われるよう支援を行っています。
- ② 虐待を受けた児童や養育困難家庭が適切な支援を受けられよう、要保護児童対策地域協議会を開催し、各機関と連携・協力のもと支援にあたっています。
- ③ 児童虐待の予防及び養育家庭に対する周知・啓発を実施しています。

【令和5年度の利用実績】

	支援回数
養育支援訪問事業	1,059回
要保護児童対策地域協議会の開催回数	284回
児童虐待予防・養育家庭に対する周知・啓発回数	3回

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

(ア) 養育支援訪問事業（相談員による専門的相談支援）

単位：回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135
確保方策の考え方	○ 引き続き、養育支援が特に必要と判断した家庭（要支援家庭）に対し、専門的相談支援を行っていきます。				

※ ニーズ調査によらず、過去3年間の支援回数から量の見込みを算出しました。

(イ) 要保護児童対策地域協議会の開催

(ウ) 児童虐待予防・養育家庭に対する周知・啓発

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
要保護児童対策地域協議会の開催	284	284	284	284	284
児童虐待防止の促進や養育家庭に対する周知・啓発等の実施	3	3	3	3	3
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童対策地域協議会地区連絡会議（年7回）、虐待ケース調整会議（毎月1回）、及び個別ケース会議（個別の要保護児童について関係する各機関の担当者が集まり開催）等により関係機関の連携強化を図り、支援します。 ○ 児童虐待防止推進月間事業（オレンジリボンキャンペーン）による児童虐待防止の推進や、養育家庭体験発表会・PRパネル展示を通して養育家庭に対する周知・啓発をしていきます。 				

※ ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しました。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

ア 事業の概要

生後3か月までの乳児がいる全家庭を助産師・保健師が訪問し、新生児の発育・栄養状態、生活環境の確認や相談、育児に必要なアドバイスを行っています。また、子育て支援に関する情報提供や、母親のメンタルフォローの場にもなっています。

【令和5年度の利用実績】

	訪問件数(割合)
乳児家庭全戸訪問事業	3,936 件(99.9%)

※ 令和5年度内に出生した訪問希望者（訪問連絡票届出件数）に対する訪問指導件数・割合

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,750	3,750	3,700	3,700	3,650
確保方策の考え方	<p>【実施体制】 児童福祉法による「乳児家庭全戸訪問事業」の一環として、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」は、委託訪問指導員・保健師が自宅を訪問します。</p> <p>【案内】 妊娠届出時に母子健康手帳へ綴じ込んだ訪問連絡票（申込ハガキ）を配付し、スマイルママ面接等で案内しています。オンライン申請による申し込みも可能です。</p> <p>訪問の際、「妊婦のための支援給付」に関する手続きを案内しており、経済的支援にもつながるよう訪問率の向上に努めていきます。</p>				

※ 人口推計の当年出生数×訪問率×過去の実績に基づく調整率から、量の見込みを算出しています。

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

ア 事業の概要

妊婦健康診査の受診により、健康管理、流・早産の防止、妊産婦・乳幼児死亡率の低下、未熟児出生防止に努めています。

【令和5年度の利用実績】

	受診回数
妊婦健康診査	48,634 人回/年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50,500	50,200	50,000	49,700	49,400
確保方策の考え方	<p>【実施場所】 都内委託医療機関・助産所、里帰り等助成（都外医療機関・助産所）</p> <p>【検査項目・実施回数】 妊婦健康診査 14 回/妊婦超音波検査 4 回/子宮頸がん検診 1 回</p> <p>【案内】 妊娠届出及び妊婦訪問時に妊婦健診の受診勧奨を実施しています。</p>				

※ （人口推計の当年出生数×1.10）×平均受診回数1.1回から、量の見込みを算出しています。

(11) 利用者支援に関する事業

ア 事業の概要

- ① 子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
- ② 妊娠期から子育て期の妊産婦に、保健師等がきめ細やかに指導や相談・助言等の支援を行い、妊娠期から切れ目のない母子保健事業を推進しています。

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
基本型・特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	6	6	6	6	6
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既に幼稚園・地域保育課窓口での相談や子育てサロン等での出張相談の体制を構築しています。 ○ 今後も引き続き実施し、より適切で的確な保育サービス、子育てサービス等の選択、利用に繋がるよう支援していきます。 ○ 保健予防課と各保健センター等での「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト(ASMAPP)」において、妊娠届出書の内容から支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。 ○ 関係機関と連携することで育児不安や生活上の困難な状況も改善します。 				

※ ニーズ調査によらず、量の見込みを算出しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

ア 事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

イ 確保方策（区全域）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,080	980	980	960	960
確保方策の考え方	○ 過去の利用実績を踏まえ、適切な給付を行えるよう実施していきます。				

※ ニーズ調査によらず、量の見込みを算出しています。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

ア 新規参入施設等への巡回支援

(ア) 事業の概要

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う事業です。

(イ) 確保方策

今後、事業者の公募等で新規参入があった場合は、個々の状況に応じて適切な支援を実施していきます。

イ 認定こども園特別支援教育・保育経費

(ア) 事業の概要

私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

(イ) 確保方策

事業の実施については、私学助成等による支援内容を踏まえて検討していきます。

ウ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

(ア) 事業の概要

地域や保護者のニーズに応じて、地域において重要な役割を果たしている小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業です。当区では令和4年度から補助を実施しています。

(イ) 確保方策

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策の考え方	○ 対象施設に対し定期的に補助事業を周知することで、適切な補助が行えるよう支援していきます。				

(14) 子育て世帯訪問支援事業

ア 事業の概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

【令和5年度の利用実績】

	支援日数
① 育児・家事支援 ② 預かり・送迎支援 ③ 生活指導支援	1,219 日／年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
確保方策の考え方	○ 引き続き、各事業を NPO 法人等への委託により訪問支援員を確保し、支援を進めていきます。				

(15) 妊婦等包括相談支援事業

ア 事業の概要

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行う事業です。

【令和5年度の利用実績】

	面談実施件数(割合)
妊婦等包括相談支援事業	実施件数合計 9,713 件(75.0%)
① スマイルママ面接(妊娠届出時面接)	① 4,348 件(100.8%)
② 妊娠後期アンケート(妊娠8か月)	② 1,429 件(33.1%)
③ こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	③ 3,936 件(90.5%)

※ 令和5年度の妊娠届出者(4,312件)に対する面接実施件数・割合

※ 面接実施件数は、転入・転出者、流産・死産のとなった方を含む。

イ 量の見込みと確保方策(区全域)

単位：件/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9,700	9,700	9,750	9,750	9,800
確保方策の考え方	<p>【実施体制】</p> <p>① 妊娠届出時等にスマイルママ面接を実施しています。</p> <p>② 妊娠後期(8か月)にアンケートを実施しています。アンケートで相談を希望する妊婦には面接を実施します。</p> <p>③ 生後3か月までの乳児がいる家庭へ、訪問指導員や保健師による訪問により、育児に必要な事項についての指導・助言、子育て支援に関する情報を提供しています。</p> <p>【案内】</p> <p>妊娠届出時等に、スマイルママ面接等で各事業を案内しています。オンラインによる申し込みも可能です。</p>				

※ 人口推計の妊娠届出見込数×過去の実績に基づく調整率から、量の見込みを算出しています。

(16) 産後ケア事業

ア 事業の概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とした事業です。

【令和5年度の利用実績】

	述べ人数
実施方法別産後ケア	産後ケア延べ人数 1,956 人
① 医療機関による宿泊型・日帰り型産後ケア	① 1,582 人
② NPO法人によるデイサービス型産後ケア	② 374 人
③ 訪問型(アウトリーチ型)産後ケア	③ 未実施

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
確保方策の考え方	<p>【実施体制】</p> <p>① 医療機関の運営による産後ケア(宿泊型・日帰り型)を実施しています。</p> <p>② NPO法人運営によるデイサービス型産後ケアをNPO法人の施設と「すこやかプラザ あだち」で実施しています。</p> <p>③ 助産所や助産師による訪問型(アウトリーチ型)産後ケアを実施しています。</p> <p>【案内】</p> <p>出産直後の育児不安の解消や休息の場の提供等、産婦と赤ちゃんの状況に応じた産後ケア事業を展開しています。スマイルママ面接で事業を案内しています。利用申請には、オンラインによる申し込みも可能です。</p>				

※ 人口推計の当年出生数×(利用見込数/全産婦数)×平均利用日数から、量の見込みを算出しています。

※ 流産・死産のとなった方を含む。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

ア 事業の概要

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

0歳6か月から満3歳未満の年齢の子どもが対象です。

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：人／月

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(延べ人数)	0	29	29	29	28
	確保方策(延べ人数)	0	86	85	84	83
1歳児	量の見込み(延べ人数)	0	37	37	37	36
	確保方策(延べ人数)	0	84	82	82	78
2歳児	量の見込み(延べ人数)	0	32	32	31	31
	確保方策(延べ人数)	0	115	117	117	118
量の見込み及び確保方策の考え方		<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育における提供区域のような考え方はせず、区全域で考えます。 ○ 国の示す1人あたり月10時間の利用可能時間を想定しています。 ○ 0歳児は生後6か月から利用可能となること、0歳の在園児のうち約84.4%が生後6か月を超えていることを考慮し、量の見込みを算出しています。 ○ 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」より、「利用したい」と回答した方が46.6%であったことを踏まえ、量の見込みを算出しています。 ○ 確保方策は以下の値を合計しています。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 認可保育所における一時預かり事業の枠の半数 (2) 特定地域型保育事業における一時預かり事業の空き枠見込み (3) 幼稚園の空き枠見込み 				

※ 量の見込みは、未就園児数×0.466×10時間÷176時間から、算出しています。

※ 176時間＝月22日×1日8時間を示しています。

(18) 児童育成支援拠点事業

ア 事業の概要

養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

区では、当該事業は実施していませんが、「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援」「不登校児童・生徒に対する居場所支援事業」等を通じて、適切に支援していきます。

(19) 親子関係形成支援事業

ア 事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

区では、児童虐待予防講座を開催し、親子関係を築くための具体的なポイントを学びながら、保護者同士の悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を提供しています。

【令和5年度の利用実績】

	開催回数
児童虐待予防講座	10回

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策の考え方	○ 児童虐待予防講座を継続開催することで、児童虐待の未然防止を推進します。				

※ ニーズ調査によらず、過去の開催回数から量の見込みを算出しました。